令和 8年度　実施設計書　（　当初　）

所長	企画調整幹	課長	係長	設計者	検算

工　事　番　号	上冬対第2号他		
工　　事　　名	冬期路面対策工事他		
河川名、路線名等	（主）西条久万線他		
工　事　箇　所	上浮穴郡久万高原町　菅生他		
設　計　金　額	円 円	変更による増減額	円
入札に附すべき金額	円 円	変更による増減額	円
請　負　代　金　額	円 円	変更による増減額	円
変更請負代金額 計　　算　　式	（当初請負代金額）　×　（変更入札に附すべき金額） （当初入札に附すべき金額）		

上段：前回　　下段：今回

愛媛県

工　事　概　要	今　回	
	冬期路面対策工事(道路維持管理工事) 3路線	
起　工　理　由 または 変　更　理　由		

事　務　所　名	久万高原土木事務所	単　価　地　区	久万高原（２４）
単価使用年月	令和 8年11月	歩掛適用年月	令和 8年11月
基準適用年月	令和 8年11月	適　用　工　種	道路維持工事
調　整　区　分	単独		

設計内訳書（（主）西条久万線）

工事名	冬期路面対策工事他	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 雪寒

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
雪寒		式	1				
除雪工		式	1				
一般除雪工		式	1				
ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ除雪	作業区分：1	延べ時間	15				単　1号
ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ除雪	作業区分：2	延べ時間	15				単　2号
凍結防止工		式	1				
凍結防止剤散布（2tﾀﾞﾝﾌﾟ）	作業区分：1	延べ時間	15				単　3号
凍結防止剤散布（軽ﾄﾗｯｸ）	作業区分：1	延べ時間	15				単　4号
雪道巡回工		式	1				
軽ﾄﾗｯｸ（1人体制）	作業区分：1	延べ時間	15				単　5号
ﾗｲﾄﾊﾞﾝ（1人体制）	作業区分：1	延べ時間	15				単　6号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				

設計内訳書（（主）西条久万線）

工事名	冬期路面対策工事他	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 雪寒

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
交通誘導警備員		人日	5				単　7号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
安全費		式	1				
木製工事用看板		基･月	5				単　8号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

設計内訳書（（主）西条久万線）

工事名	冬期路面対策工事他	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 雪寒

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
工事費計		式	1				

設計内訳書（（一）美川川内線）

工事名	冬期路面対策工事他	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 雪寒

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
雪寒		式	1				
除雪工		式	1				
一般除雪工		式	1				
ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ除雪	作業区分：1	延べ時間	15				単　9号
ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ除雪	作業区分：2	延べ時間	15				単　10号
凍結防止工		式	1				
凍結防止剤散布（2tﾀﾞﾝﾌﾟ）	作業区分：1	延べ時間	15				単　11号
凍結防止剤散布（軽ﾄﾗｯｸ）	作業区分：1	延べ時間	15				単　12号
雪道巡回工		式	1				
軽ﾄﾗｯｸ（1人体制）	作業区分：1	延べ時間	15				単　13号
ﾗｲﾄﾊﾞﾝ（1人体制）	作業区分：1	延べ時間	15				単　14号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				

設計内訳書（（一）美川川内線）

工事名	冬期路面対策工事他	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 雪寒

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
交通誘導警備員		人日	5				単　15号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
安全費		式	1				
木製工事用看板		基･月	5				単　16号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

設計内訳書（（一）美川川内線）

工事名	冬期路面対策工事他	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 雪寒

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
工事費計		式	1				

設計内訳書（（国）４４０号）

工事名	冬期路面対策工事他	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 雪寒

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
雪寒		式	1				
除雪工		式	1				
一般除雪工		式	1				
ﾄﾗｸﾀｼｮﾍﾞﾙ除雪	作業区分：1	延べ時間	15				単　17号
ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ除雪	作業区分：2	延べ時間	15				単　18号
凍結防止工		式	1				
凍結防止剤散布（2tﾀﾞﾝﾌﾟ）	作業区分：1	延べ時間	15				単　19号
凍結防止剤散布（軽ﾄﾗｯｸ）	作業区分：1	延べ時間	15				単　20号
雪道巡回工		式	1				
軽ﾄﾗｯｸ（1人体制）	作業区分：1	延べ時間	15				単　21号
ﾗｲﾄﾊﾞﾝ（1人体制）	作業区分：1	延べ時間	15				単　22号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				

設計内訳書（（国）４４０号）

工事名	冬期路面対策工事他	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 雪寒

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
交通誘導警備員		人日	5				単　23号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
安全費		式	1				
木製工事用看板		基･月	5				単　24号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

設計内訳書（（国）４４０号）

工事名	冬期路面対策工事他	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 雪寒

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
工事費計		式	1				

数 量 集 計 表 ((主)西条久万線)

工種	種別	細別	規格	単位	数量	適用	
雪寒							
除雪工	一般除雪工						
		ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ除雪	ﾌﾞﾚｰﾄﾞ幅3.1m	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
		ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ除雪	ﾌﾞﾚｰﾄﾞ幅3.1m	延べ時間	15	平日時間外　5時～8時,17時～22時	2
	凍結防止工						
		凍結防止剤散布	2tﾀﾞﾝﾌﾟ	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
		凍結防止剤散布	軽ﾄﾗｯｸ	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
	雪道巡回工						
		軽ﾄﾗｯｸ	1人体制	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
		ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	1人体制	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
仮設工							
	交通管理工						
		交通誘導警備員	B	人日	5		
共通仮設費							
	安全費						
		木製工事用看板	損料差額	基・月	5	1基×5ヶ月	

数 量 集 計 表 ((一)美川川内線)

工種	種別	細別	規格	単位	数量	適用	
雪寒							
除雪工	一般除雪工						
		ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ除雪	ﾌﾞﾚｰﾄﾞ幅3.1m	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
		ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ除雪	ﾌﾞﾚｰﾄﾞ幅3.1m	延べ時間	15	平日時間外　5時～8時,17時～22時	2
	凍結防止工						
		凍結防止剤散布	2tﾀﾞﾝﾌﾟ	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
		凍結防止剤散布	軽ﾄﾗｯｸ	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
	雪道巡回工						
		軽ﾄﾗｯｸ	1人体制	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
		ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	1人体制	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
仮設工							
	交通管理工						
		交通誘導警備員	B	人日	5		
共通仮設費							
	安全費						
		木製工事用看板	損料差額	基・月	5	1基×5ヶ月	

数 量 集 計 表 ((国)440号)

工種	種別	細別	規格	単位	数量	適用	
雪寒							
除雪工	一般除雪工						
		ﾄﾗｸﾀｼｮﾍﾞﾙ除雪	1.3～1.4m3	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
		ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ除雪	ﾌﾞﾚｰﾄﾞ幅3.1m	延べ時間	15	平日時間外　5時～8時,17時～22時	2
	凍結防止工						
		凍結防止剤散布	2tﾀﾞﾝﾌﾟ	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
		凍結防止剤散布	軽ﾄﾗｯｸ	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
	雪道巡回工						
		軽ﾄﾗｯｸ	1人体制	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
		ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	1人体制	延べ時間	15	平日昼間　8時～17時	1
仮設工							
	交通管理工						
		交通誘導警備員	B	人日	5		
共通仮設費							
	安全費						
		木製工事用看板	損料差額	基・月	5	1基×5ヶ月	

位置図

除雪区間	路線	区間		距離
		起点	終点	20.9km
33	（国）440号	東明神 市町境	東明神 国33号交差点	2.4km
10	（一）美川川内線	七鳥　筒上	東川　報徳橋	4.4km
15	（主）西条久万線	東川　滝渡瀬橋	国道33号　交差点	14.1km



測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 963

久万高原土木事務所発注工事共通特記仕様書

第 1 条　本工事の実施にあたっては、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、愛媛県土木部発注工事特記仕様書（以下「土木部特記仕様書」という。）によらなければならない。なお、土木部特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。 https://www.pref.ehime.jp/page/8440.html

第 2 条　本工事について、土木部特記仕様書第２条第２項に定める特記仕様書の適用は、次の表のとおりとする。

特記仕様書	対象	対象外
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書	□	☑
余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書	□	☑
愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事 （ICT土工）　発注者指定型 □　／　受注者希望型 □ （ICT土工(1,000m3未満)）　受注者希望型 □ （ICT舗装工）発注者指定型 □　／　受注者希望型 □ （ICT舗装工（修繕工））　受注者希望型 □ 愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（受注者希望型） （ICT作業土工（床掘工）□　（ICT法面工）□ （ICT擁壁工）□　（ICT地盤改良工）□ （ICT基礎工）□　（ICT河川浚渫）□　（ICT構造物工（橋梁上部））□ （ICT構造物工（橋脚･橋台））□　（ICTコンクリート堰堤工）□ ※上記ICT活用工事実施時にICT付帯構造物設置工を実施可能とする。	□	☑
設計図書により週休２日確保の対象とする工事 週休２日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）	□	☑
設計図書により快適トイレの設置の対象とする工事 発注者指定型 □　／　受注者希望型 ☑	☑	□
ＣＣＵＳ活用モデル工事特記仕様書	□	☑
情報共有システム試行工事に係る特記仕様書 発注者指定型 □　／　受注者希望型 ☑	☑	□
愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書	□	☑
数量算出資料の省略に関する特記仕様書	□	☑
熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書	□	☑
J-クレジット取得に必要となる申請資料の提出に関する特記仕様書	□	☑
現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する特記仕様書	☑	□
猛暑日を考慮した工期延長の試行に関する特記仕様書	□	☑

第 3 条　本工事において定める事項は、前２条によるほか、次の表のとおりとする。

適用事項	対象	対象外
受注者は、当初請負代金額にかかわらず、履行状況を監督員に報告しなければならない。	□	☑
本工事は、監督に関する現場技術業務を外部委託することとしている。	□	☑
受注者は、本工事の請負代金額にかかわらず、施工計画書を作成しなければならない。	□	☑
受注者は、電子納品の対象外工事とし、工事完成図書は、紙媒体で提出しなければならない。	☑	□
受注者は、橋梁、トンネル、標識（案内、警戒、規則）、各種照明灯、情報板、樋門、水門等の新設もしくは撤去を行った時には、発注者が定める台帳に必要事項を記入のうえ別途提出しなければならない。	□	☑
本工事は、ボーリング及び土質試験を計上しており、「地盤情報の収集と利活用に関する特記仕様書」を適用する。	□	☑

第 4 条　受注者は、建設副産物の搬出並びに建設発生土及びその他の資材の搬入にあたっては、別表１及び別表２によらなければならない。

第 5 条　受注者は、工事完成図書として、共通仕様書第３編３－１－１－７第２項に定める電子媒体での提出のほか、工事写真のうち完成写真、着工前写真及び監督員が指示する写真については１部を紙媒体で提出しなければならない。

別表１（第４条）

１．建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。

（１） 土砂（流用）

該当なし

（２） 土砂（処分）

愛媛県の許可を受けた特定事業場等（下記参照）

【愛媛県HP】

特定事業場：https://www.pref.ehime.jp/page/9736.html

管理型処分場：https://www.pref.ehime.jp/page/9773.html

（処分方法が"埋立"又は"管理型埋立"であり産業廃棄物の種類が"汚泥"の処分場に限る）

なお、積算上は次の場所を見込んでいる。

該当なし

２．建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所に搬出すること。

（１） コンクリート塊

該当なし

（２） アスファルトコンクリート塊

該当なし

（３） 建設発生木材

該当なし

（４） 建設汚泥

該当なし

（５） その他

該当なし

※上記１の（２）で積算上見込んでいる場所と２については、受注者の提示する場所と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

別表２（第４条）

建設発生土及びその他の資材の搬入については、次の場所から搬入すること。

（１） 土砂

該当なし

（２） その他

該当なし

愛媛県冬期路面対策工事特記仕様書

本工事の仕様は、「愛媛県土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び「久万高原土木事務所発注工事共通特記仕様書」によるほか、この仕様書によるものとする。共通仕様書**「第７編　道路編　第 11 章　雪寒」**については、この特記仕様書を優先する。

（適用）

本仕様書は、愛媛県が発注する冬期路面対策工事に適用する。

（施工計画書）

共通仕様書の規程に関わらず、施工計画書（緊急時の体制及び対応、その他監督員が提出を指示した事項を除く）の提出を省略することができる。

（安全訓練）

本工事の施工にあたっては、共通仕様書**「1-1-1-25 工事中の安全確保　12.安全研修・訓練等」**の規定に関わらず、１契約あたり１回、半日以上の時間を割り当て、本工事で想定される工種に即した安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、研修・訓練等は、本工事契約後速やかに実施するものとする。

（工事の実施）

本工事の着工については、共通仕様書**「1-1-1-8 工事の着工」**の規定に関わらず、監督員の指示により行うものとする。

また、施工中において、不都合が生じた場合は、直ちに監督員と協議するものとする。

（作業時間帯による作業区分）

本工事における作業時間帯による作業区分は次表のとおりとする。

国民の祝日に関する法律により定められた「国民の祝日」に作業を行った場合は平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。

年末年始の期間については、１２月２９日から１月３日までの間に作業を行った場合は平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。ただし、当該期間中の日曜日に作業を実施した場合は休日として取り扱うものとする。

作業区分		作業時間帯	
1	平日昼間	月曜日～土曜日	８：００～１７：００
2	平日時間外	月曜日～土曜日	５：００～　８：００ １７：００～２２：００
3	平日深夜	月曜日～土曜日	２２：００～　５：００
4	休日昼間	日曜日	５：００～２２：００
5	休日深夜	日曜日	２４：００～　５：００ ２２：００～２４：００

（支給材料）

本工事における支給材料については、共通仕様書**「1-1-1-15 支給材料及び貸与物**

件」の規定によらず、以下のとおりとする。
(1) 凍結防止剤については、現物支給とし、契約書第 15 条第１項に規定する「数量」「引渡場所」「引渡時期」は、監督員の指示によるものとする。
(2) 受注者は、支給材料の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
(3) 受注者は、契約書第 15 条第９項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
(4) 受注者は、支給材料を他の工事に流用してはならない。
(5) 支給材料の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。
(6) 支給材料の引渡、返還の際の積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は、設計図書によるものとする。

（一般除雪工）

一般除雪工の開始時期については、監督員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督員に報告しなければならない。

（凍結防止工）

(1) 受注者は、凍結防止剤の散布については、実施する時期、箇所、方法、散布量について、監督員の指示を受けなければならない。
(2) 受注者は、凍結防止剤の散布については、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。
(3) 凍結防止剤の使用量の確認方法は、設計図書または監督員の指示によるものとする。

（道路パトロール）

(1) 受注者は、監督員の指示のある毎に迅速に道路パトロールを実施し、パトロール終了後直ちにその結果を監督員に報告するものとする。
(2) パトロールは、安全性を考慮し原則２人体制で実施するものとする。ただし、夜間や緊急時等人員確保が困難な場合に限り、１人体制で実施できるものとする。

（作業完了時の報告）

(1) 受注者は、除雪等の作業を完了したときは、その都度遅滞なく、監督員に作業完了報告書（報告様式－１、２、３）及び添付写真を提出しなければならない。
(2) 除雪及び凍結防止剤散布の添付写真は、１回の作業につき、作業を実施した一連区間の起終点及び中間点における作業前、作業中、作業後の写真各１枚ずつとし、同方向から撮影し作業前後の比較対照ができるものとする。作業中の写真は使用機械をすべて確認できるように撮影すること。
(3) 道路パトロールの添付写真は、１回のパトロールにつき１枚とし、編成人員を確認するため、２人体制の場合は撮影者が車両と同乗者を撮影、１人体制の場合は撮影者が車両のみを撮影するものとする。

（参考）

一般除雪工単価表　１時間当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
軽油		ℓ		原動機燃料消費量による
タイヤチェーン損耗費		h	1	必要に応じて計上
特殊運転手		人		建設機械運転労務による　1/T
助手		人		建設機械運転労務による　1/T
土木一般世話役		人		（1/T）/5
機械損料		h	1	
計				

凍結防止工単価表　１時間当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
軽油　又は　ガソリン		ℓ		原動機燃料消費量による
タイヤチェーン損耗費		h	1	必要に応じて計上
一般運転手		人		建設機械運転労務による　1/T
助手		人		建設機械運転労務による　1/T
普通作業員		人		建設機械運転労務による　1/T
機械損料		h	1	
計				

雪道巡回工単価表　１時間当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
ガソリン		ℓ		原動機燃料消費量による
一般運転手		人		
土木一般世話役		人		
機械損料		h	1	
計				

記　入　例

（報告様式－１）

除雪作業完了報告書

1班・1路線毎に記載

令和〇年１２月２４日

積雪年月日	令和〇年１２月２３日	受注者名	㈱〇〇建設	
除雪年月日	令和〇年１２月２４日			
路線名	（一）直瀬渋草線			
施工箇所	久万高原町前組所藪～渋草竹ノ谷			
積雪量（cm）	１０～２０cm　原則10cm以上			
除雪延長（km）	5km　実際に作業した概ねの延長			
除雪平均幅（m）	7m　作業区間の概ねの平均幅員			
除雪量（m3）	5,250m3　(平均積雪量)×(延長)×(平均幅員)			
使用機械名	トラクタショベル	モーターグレーダー	ブルドーザ	バックホウ
稼働時間（hr）	６．５hr　2台以上の時は合計時間			
作業人員（オペレータ、交通誘導員除く）	１人			
交通誘導員（Ａ，Ｂを記入）	２人（Ｂ）			
備考	９：００～１０：３０　作業時間記入 ９：３０～１２：００（２台で作業）　作業時刻と稼働時間に整合がとれていること			

（注）稼働時間は30分単位で丸める

例）8:45～10:20　（1時間35分）

↓　30分単位に丸め

9:00～10:30　（1時間30分）

除雪作業状況写真

起　点　部	
作業前	作業を実施した一連区間の起点部、中間点部、終点部で作成する。
作業中	交通誘導員を置いた場合は、その状況写真を添付。
作業後	

記　入　例

（報告様式－２）

凍結防止剤散布作業完了報告書

1班・1路線毎に記載

令和〇年１月１５日

積雪年月日	令和〇年１月１５日	受注者名	㈱〇〇建設	
作業年月日	令和〇年１月１５日			
路線名	（一）美川川内線			
施工箇所	久万高原町黒藤川中津大橋～長崎			
路面状況（cm）	凍結			
作業延長（km）	３km			
作業平均幅（m）	５m			
散布量（袋）	（凍結防止剤）　１２袋			
使用機械名	２ｔダンプ	軽トラック		
稼働時間（hr）	3hr			
作業人員（オペレータ除く）	2人			
備考	７：３０～１１：３０（1hr休憩）			

原則　5km以下

作業した概ねの延長、平均幅員

作業時刻と稼働時間に整合がとれていること

作業時間記入

（注）稼働時間は30分単位で丸める

例）8:45～10:20　（1時間35分）

↓

9:00～10:30　（1時間30分）

30分単位に丸め

凍結防止剤散布作業状況写真

起　点　部	
作業前	作業を実施した一連区間の 起点部、中間点部、終点部 で作成する。
作業中	
作業後	

記　入　例

（報告様式－３）

道路パトロール作業完了報告書

1回毎に記載

令和〇年１月１５日

積雪年月日	令和〇年１月１５日	受注者名	㈱〇〇建設
作業年月日	令和〇年１月１５日		
路線名	（一）落合久万線		
施工箇所	久万高原町直瀬峠～下野尻(国)33号交差点		
積雪量（cm）	下畑野川狩場～33号交差点 ３cm　（直瀬峠付近）（７cm）　部分的に凍結　（現在　降雪中）		
パトロール延長（km）	１１．５km		
除雪平均幅（m）			
除雪量（m3）			
使用機械名	ライトバン	軽トラック	
稼働時間（hr）	1hr		
編成人員	２人		
備考	７：３０～８：３０ 寒波接近により実施		

道路状況記入

報告時点の気象状況を記載

作業延長記入(注2参照)

編成人員を記載

作業時間(往復)記入

作業理由記入
例） 前日の降雪のため〇〇技師の指示による

（注） 1. 稼働時間は30分単位で丸める
例） 8:45～10:20　（1時間35分）
↓
9:00～10:30　（1時間30分）

30分単位に丸め

2. 除雪が必要な場合はパトロールを中止して作業を始めてください。
例） 起点より1km地点で積雪量10cm以上となった。
→パトロールを中止し除雪作業開始

道路パトロール作業状況写真

道路パトロール（２人体制）	
作業中	２人体制か１人体制か 記入する。

災害対策基本法に基づく車両移動に関する特記仕様書

１．適　用

本仕様書は、大規模災害の発生や大雪等により、放置車両や立ち往生車両によって緊急通行車両が通行する最低限の空間が確保されておらず、被災現場までのルートを確保するための措置として、各地方局建設部長、各土木事務所長が災害対策基本法（以下「災対法」という。）第７６条の６第１項の規定に基づく区間指定を行い、道路啓開を行う場合に適用する。

２．啓開作業の内容

受注者は、災対法第７６条の６の措置を委託された者として、発注者に代わり以下の啓開作業を行うことができるが、発注者の指示により行うものとする。

（１）指定道路区間の周知

立て看板（様式１）を設置する。設置場所は発注者の指示による。

（２）車両等の移動

① 運転者への命令による移動

災対法に基づく措置であることを説明した上で、運転者に対し命令内容を伝える。説明等の方法は、書面（様式２）の配布とするが、口頭（様式３）で行うことも可能とする。

運転者への命令の内容としては、以下の措置を想定している。

- 道路の左側、歩道への移動
- 車間を詰める、空いたスペースへの移動
- 沿道の空き地、駐車場への移動
- 車両から落下した積載物の撤去、再積載

② 道路管理者による車両等の移動

道路管理者は、次の３つのケースにおいて、①記載の措置を行うことができる。受注者は、これらに該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、車両移動等の措置を行うものとする。

（ｉ）車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合

運転者等は車両等又はその近傍におり、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合のほか、移動に応じる意思はあっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合等を想定する。

繰り返し移動命令等を伝えても移動を行わない、もしくは直ちに移動を行うことができない場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行う。通知方法は、書面（様式４）を配布するものとするが、時間がないときは口頭によるもののみでも差支えない。

（ⅱ）運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合

運転者等が車両等から離れており、所有者によって車両等の移動ができない場合等を想定する。

運転者等が近傍にいる可能性もあるため、拡声器等で呼びかけを継続するが、車両等への移動理由の掲示等の所定の手続きを行い、移動を行う。

（ⅲ）前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合

車両等が連坦し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない等、運転者等が車両等にいても移動ができない場合等を想定する。

その場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行うものとする。通知方法は、書面（様式４）を配布するものとするが、時間がないときは口頭によるもののみでも差支えない。

（３）車両等を移動した際の掲示

運転者等が現場付近にいない事を確認した上で、車両を移動する場合は、移動した車両等に移動理由、連絡先等を掲示（様式５）するものとする。

なお、一定距離以上（原則として５０m以上）車両等を移動させた場合または道路外への移動の場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示（様式６）するものとする。

（４）車両等の移動記録

受注者が車両等を移動する場合は、記録票（様式７）を作成するとともに、移動の前後の状況を写真又はビデオ等に記録すること。（破損に対する補償を行う際等の資料として必要となる。）

また、当該記録については、盗難等の問合せへの対応などに必要であるため、発注者に対し速やかに提出するものとする。

（５）土地の一時使用

道路敷地内に移動スペースが無い場合や周辺に公有地等が無い場合で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は、災対法第７６条の６第４項に基づきその必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとされている。上記に該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、沿道の民地（駐車場、空き地、田畑等）を一時的に使用するものとする。

他人の土地の一時使用等は、これによる所有者及び使用者の損失や影響が最小限となるよう行わなければならない。

対象となる民地の所有者及び使用者が現場で容易に見つかる場合は、口頭により道路啓開のため使用する旨を説明（様式８）するものとする。

所有者及び使用者が容易に見つからない場合、もしくは、同意が得られない場合には、同意を得なくても民地の使用やそれに伴う竹木等の処分が可能であり、その場合には、土地の使用・処分の理由・連絡先等を掲示（様式９）する。

民地の一時使用等を行った場合は、事後に補償が必要となる場合もあるため、記録票（様式１０）を作成するとともに、一時使用場所の使用前後の写真等の記録を残しておく。

３．車両移動命令及び車両移動措置に際しての手順及び留意事項

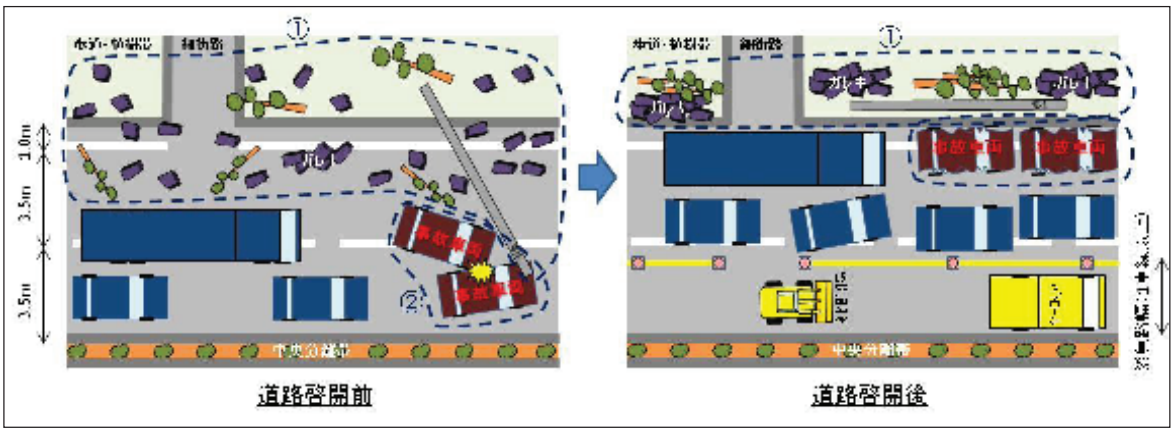
（１）車両移動のオペレーション

移動については、以下を参考とし、現場にて判断する。

○大規模災害を想定したオペレーション

・緊急通行車両の通行のため、１車線以上を確保する。

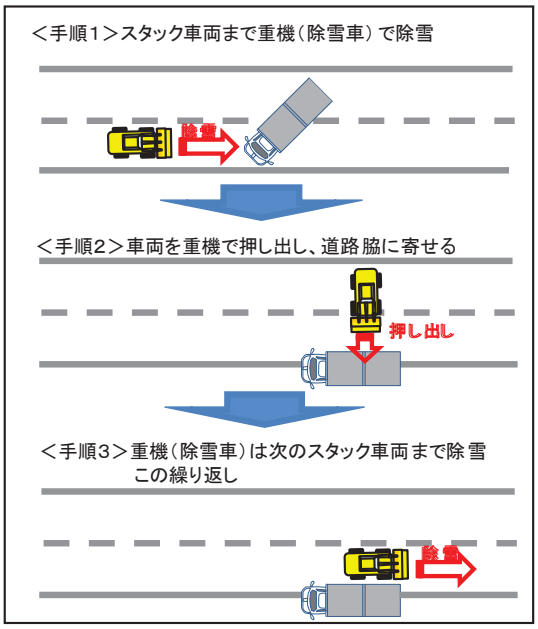
・放置車両は、道路の左側に移動もしくは移動するスペースが無い場合には、沿道の民地を一時使用する。



○大雪による大規模立ち往生を想定したオペレーション

・スタック車両を早期に排除するため、除雪車両等の重機によりスタック車両の牽引や押し出しを行い、立ち往生車両の発生を防ぐ。

・多数の立ち往生車両の発生により除雪作業に時間を要する場合は、除雪車両等の重機による車両の牽引や押し出しを行い、除雪作業時間の短縮を図る。



（２）やむを得ない限度の破損

車両等の移動の際には、必ず発注者と相談すること。

車両等移動に伴い生じるやむを得ない限度の破損は、

・ ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破損

・ 重機で持ち上げる際の擦り傷や凹み

・ 駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損

等が想定される。

「やむを得ない限度の破損」とは、これらの様々な破損がある中で、災害時の状況に応じて判断されるべきものであり、車両等の移動に複数の方法がとり得る場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ、最も破損の度合いが低い方法を選択した結果生ずる破損である。

なお、窓ガラスを破損した場合等、降雨により車内設備が劣化することも想定されるが、道路啓開作業後に、破損個所をシート等の簡便な方法でふさぐ等、可能な範囲で損傷が拡大しないような措置をすること。

（３）損失補償

啓開作業に伴い生じる以下の損失（やむを得ない限度の破損に限る。）については、その補償手続きを含め発注者が対応する。該当事案が発生した場合は速やかに発注者へ報告するものとする。

・破損車両に係る補償
・土地の一時使用に係る補償
・竹木等の処分に係る補償

（４）車両等の移動時におけるトラブル対応等

車両等の移動方法は、現場での対応者が判断することとなるが、重大な損傷を伴う場合や、判断に迷う場合には、適宜、発注者に相談して実施するものとする。

なお、運転者等による不法行為等を認知した場合には、発注者に連絡し対応を相談するほか、必要に応じ、警察に通報する等の対応を行うものとする。

（５）運転者等への支援について

大雪時等の車両移動において、近隣に避難する場所がなく、作業が長時間に及ぶ場合等は、運転者等への健康上の配慮から、必要に応じて発注者と相談し、発注者の指示により運転者等の健康状態を確認するとともに、食料や薬、燃料等の補給を行うものとする。これら支給品については受注者が調達することとし、その費用については、工事変更請負契約時に工事費に計上するものとする。なお、調達物品等については、購入状況や支給状況について写真で記録するとともに領収書等を添付し、発注者に提出するものとする。

（６）その他留意事項

レッカー車やホイルローダなどによる移動の際には、ガソリン漏れ等に十分留意し、危険のないよう行う必要がある。トラック等を移動する際には、積み荷の種類を可能な限り確認し、危険物等が積載されている場合等、積み荷の種類及び状況に応じ、注意して移動を行うものとする。ハイブリッド車、電気自動車等を移動する際には、感電等に注意して移動を行うものとする。

４．啓開作業に係る身分証明書

発注者からの指示等において当該特記仕様書に基づく啓開作業を行う場合は、発注者が付与する身分証明書（様式１１）を携行するものとする。

５．啓開作業に係る費用

啓開作業に要する費用は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

（様式１）

緊急通行車両の通行
のため作業実施中

県道〇〇線
〇〇～〇〇は

車両の移動等を行う区
間に指定されています

通行止め

ご協力をお願いします

愛媛県〇〇土木事務所
問い合わせ先：〇〇〇〇

緊急通行車両の通行
のため作業実施中

県道〇〇線
〇〇～〇〇は

車両の移動等を行う区
間に指定されています

通行ご遠慮ください

ご協力をお願いします

愛媛県〇〇土木事務所
問い合わせ先：〇〇〇〇

（様式２）

令和〇年〇月〇日

運転者各位

愛媛県〇〇地方局
〇〇土木事務所長

災害対策基本法第７６条の６第１項の
規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第７６条の６第１項の規定に基づき、下記の通り、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急通行車両の通行のため、速やかに車両を指定区間以外の場所か職員の指示する場所に移動してください。

記

指定理由：緊急通行車両の通行確保のため

担当：〇〇地方局〇〇事務所管理課
電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇

（様式３）

車両移動命令を行う際の発言例

・　愛媛県〇〇事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。

・　この道路は、災害対策基本法により、車両の移動等を行う区間に指定されました。

・　緊急通行車両の通行を確保するため、速やかに車両を指定区間の外か、〇〇に移動してください。

※　移動の指示は、現場の状況により、歩道上、道路左側へ寄せる、前の車両との車間を詰める等とする。

（様式４）

災害対策基本法に基づく
車両の移動について

・緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。

・当方により移動を行いますので、車両から離れてください。

愛媛県〇〇地方局
〇〇土木事務所長

問い合わせ先
愛媛県〇〇土木事務所管理課
電話番号：〇〇−〇〇〇

（様式５）

災害対策基本法に基づく
車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法７６条の６第１項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：〇月〇日　〇〇時
移動先　：　　ー
移動車両：車名、ナンバー

愛媛県〇〇土木事務所長

問い合わせ先
愛媛県〇〇土木事務所管理課
電話番号：〇〇-〇〇〇

（様式6）

災害対策基本法に基づく
車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法７６条の６第１項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：〇月〇日　〇〇時
移動先　：〇〇〇〇
移動車両：車名、ナンバー

愛媛県〇〇土木事務所長

問い合わせ先
愛媛県〇〇土木事務所管理課
電話番号：〇〇-〇〇〇

（様式７）

車両移動記録票

措置実施場所	県道〇〇線（〇〇市〇〇町〇〇地先）
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	〇月〇日〇時
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所（〇〇）に移動　（使用重機：除雪ドーザ）
破損状況	後方バンパーへこみ
その他	作業者（〇〇建設（株））

状況写真	
移動前	
移動後	

記入者	〇〇建設（株）　〇〇

（様式８）

民地の一時使用等を行う際の発言例

・　愛媛県〇〇土木事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。

・　県道〇〇線の〇〇から〇〇の間は、災害対策基本法により、車両の移動等を行う区間に指定されました。

・　緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両等を移動しているところですが、その移動先がないことから、〇〇の土地を一時的に使用させていただきます。

（様式９）

災害対策基本法に基づく
土地の一時的使用について

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両の移動に伴い、災害対策基本法76条の6第4項の規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

利用開始時：〇月〇日　〇〇時
利用目的：放置車両の保管

愛媛県〇〇土木事務所長

問い合わせ先
愛媛県〇〇土木事務所管理課
電話番号：〇〇－〇〇〇

（様式１０）

土地の一時使用記録票

措置実施場所	県道〇〇線（〇〇市〇〇町〇〇地先）
使用開始日時	〇月〇日〇時
使用目的	〇〇災害における移動車両の仮置き
土地所有者（権利者）	調査中
現在の用途	貯木場跡
作業実施者	〇〇建設（株）
連絡先	愛媛県〇〇土木事務所管理課 TEL：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

状況写真	
使用前	
使用後	

記入者	〇〇建設（株）　〇〇

（様式１１）

発行番号：第〇号

身　分　証　明　書

会社名：〇〇〇〇(株)

住　所：〇〇〇〇

上記の者は、■■に基づき、災害対策基本法第７６条の６の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

発行日　：〇〇年〇〇月〇〇日

発行者　：愛媛県〇〇土木事務所長　印

■■の例

（災害の場合）〇道維第〇号(国）〇号道路維持工事　工事請負契約

（大雪の場合）〇冬対第〇号(国）〇号冬期路面対策工事　工事請負契約

一括発注を行う維持管理工事の積算に関する特記仕様書

（適用）

第１条　発注者は、本工事の発注にあたっては、本仕様書の定めるところにより積算している。

（単価地区）

第２条　単価地区は、設計図書に定める路線（以下、「路線」）ごとに設定する。

（共通仮設費の積算）

第３条　共通仮設費は、路線ごとに算出し、その金額の合計を本工事の共通仮設費とする。

２　共通仮設費率の補正は、路線ごとに行う。

３　共通仮設費の算出に用いる工種区分は、路線ごとに設定する。

（現場管理費の積算）

第４条　現場管理費は、路線ごとに算出し、その金額の合計を本工事の現場管理費とする。

２　現場管理費率の補正は、路線ごとに行う。

３　現場管理費の算出に用いる工種区分は、路線ごとに設定する。

（一般管理費等の積算）

第５条　一般管理費等は、路線ごとに算出した工事原価の合計金額に対して算出する。

（その他の事項）

第６条　工事費の積算について、この仕様書に定めのない事項は、土木工事標準積算基準による。

R8 上冬対第 2 号他（主）西条久万線他冬期路面対策工事他　特記仕様書

1　適用

・本特記仕様書は、「R8 上冬対第 2 号他（主）西条久万線他 冬期路面対策工事他」に適用する。

2　施工体制

・以下に掲げる全ての体制がとれること。

1）久万高原町内に除雪可能な建設機械（モータグレーダ）の待機拠点を有することが可能である。（待機拠点は借地も可能とする）

2）除雪可能な建設機械（モータグレーダ）を所有し、除雪作業において使用可能である。（代表者及びその他構成員のいずれか 1 者以上の計 2 者以上が所有）

3）降雪時において、発注者が指示した路線等について、現地調査し速やかに工事に着手し完了させ報告する。

4）降雪時において、発注者から指示があった路線等のパトロールを、原則として 2 時間以内に着手し、速やかに完了させ報告する。

5）パトロールにより確認した積雪や路面凍結等について、発注者から除雪や融雪剤散布等の指示があった箇所は、原則として 2 時間以内に現地に出発し、速やかに完了させ報告する。

6）下請に付した場合は、元請として主体的な管理・監督を行う。

地区別積算条件一覧

久万高原土木事務所

地区名	地域	対象維持管理工事	単価地区	間接工事費	
				工種区分	施工地域区分
(主)西条久万線	旧久万町 旧美川村	道路	久万高原24	道路維持工事	一般交通影響有り (2)－1
(一)美川川内線	旧美川村	道路	久万高原24	道路維持工事	一般交通影響有り (2)－1
(国)440号	旧久万町	道路	久万高原24	道路維持工事	一般交通影響有り (2)－1